

(新規事業用)

投資事業評価調書(新規)

部課室名	治山課	記入責任者者職氏名 (担当者氏名)	治山課長 打浪 久淳 (課長補佐兼計画調査係長 前田康宏)	内線	(4136)
------	-----	----------------------	----------------------------------	----	--------

事業細目	治山事業	事業名	事業区間	総事業費	
		集落水源山地整備事業	神崎町吉富	182.2百万円	
所在地				着工予定年度	完成予定年度
神崎郡神崎町				平成13年度	平成16年度
事業の目的		事業内容			
集落等の後背小流域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施する。		治山ダム工 5基 森林整備 45ha			
評価視点	評価結果の説明				
(1) 必要性	<p>当該事業地に係る保全対象戸数は200戸及び公共施設(国道312号線、集会所、町道)もあり、山地災害危険地区を含んでいて、県民の安全・安心のため必要な箇所である。</p> <p>特に、過年度の災害により、土砂が溪床に堆積した区域、崩壊地や荒廃山地及び森林機能の低位な森林があり、防災施設の設置及び森林整備により災害の未然防止を図るとともに森林の水源かん養機能を高度に発揮させるため、事業実施が必要である。</p> <p>また当該事業は、第九次治山事業7ヵ年計画に基づき、全体計画及び各年度の事業計画を定めて事業実施が計画的に行なわれるものであり、事業施行地の土地所有者の承諾はもちろんのこと地元町の協力も確実であり、地元集落からの要望もあって事業実施の必要性は高い。</p>				
(2) 有効性 効率性	<p>当該事業の、費用対効果は、1を上回っており、高い事業効果が期待できる。</p> <p>また、既施設に接続又は近接して施行されるものであり、既指定保安林内で行われる事業であって、他事業による施行は困難である。</p>				
(3) 環境適合性	<p>事業の実施に当たっては、環境・景観の維持に重点をおいた工法を用いるとともに、森林の造成及び防災施設の整備には、広葉樹の植栽が計画されており、自然環境の保全とともに緑豊かな生活環境の整備に配慮した事業である。</p>				
(4) 優先性					
評価の結果	着手妥当	左の理由	審査の結果、事業着手が妥当と認められた。		